

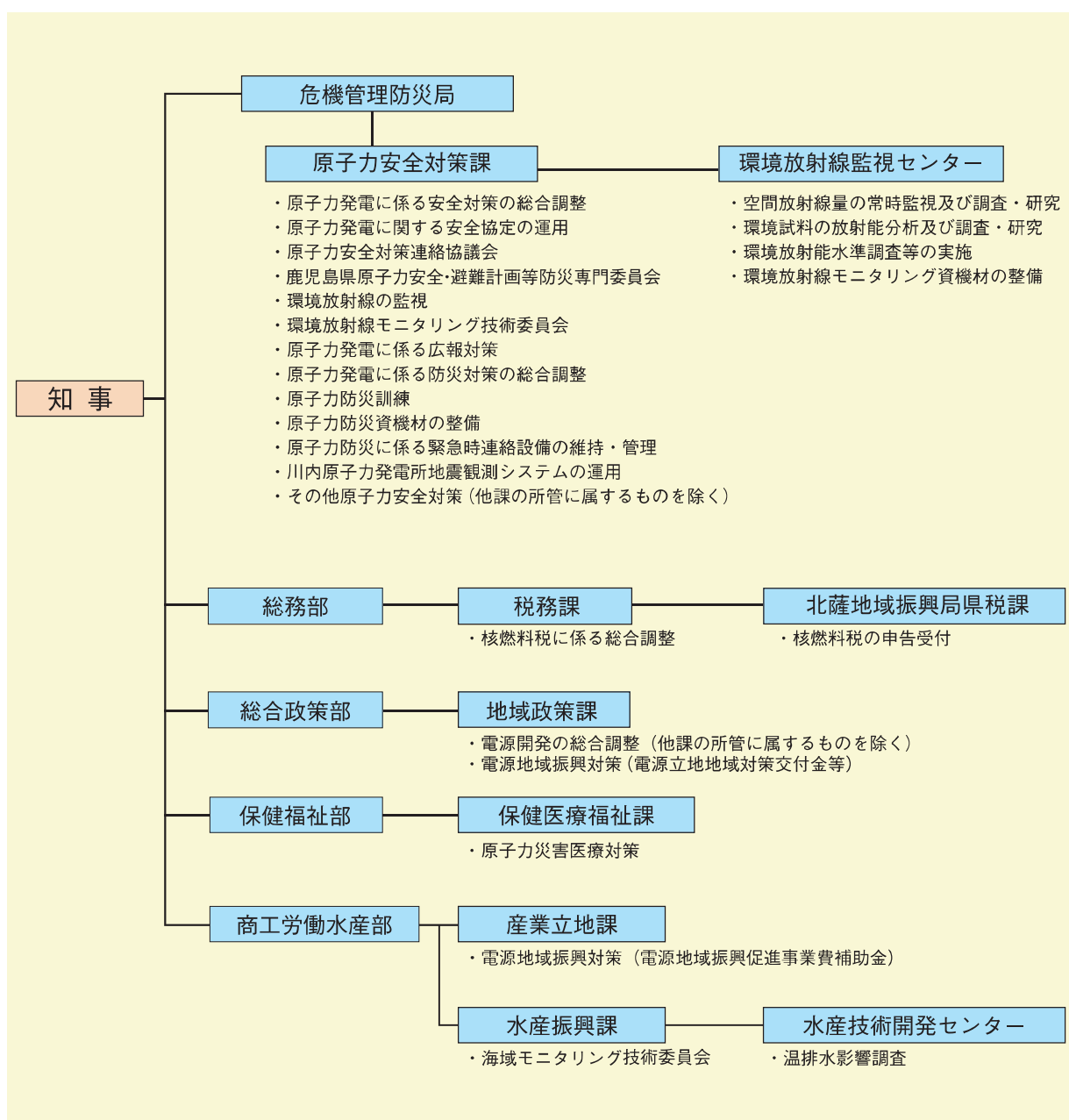
第3章 県の原子力行政

概要

原子力発電所の安全確保については、設計・建設・運転の各段階において国の規制・監督が行われていますが、県としても発電所周辺地域住民の安全の確保と環境の保全という立場から各種の安全対策を積極的に講じてきています。

県では、川内原子力発電所の安全対策として「原子力安全対策推進要綱」を定め、これを基本に環境放射線の監視、温排水の影響調査を発電所の操業前から始めるとともに、原子力防災体制の整備、安全協定の厳正な適用を主な柱として進めており、安全対策には万全を期しています。

行政組織



川内原子力発電所に関する安全協定

川内原子力発電所の周辺地域住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、発電所が試運転を開始する1年前の昭和57年6月に県・薩摩川内市・九州電力(株)の三者で「川内原子力発電所に関する安全協定」(以下「安全協定」という。)を締結しました。

県ではこの安全協定を厳正に運用し、発電所周辺地域住民の安全の確保及び環境の保全に万全を期しています。

〈安全協定の主な内容〉	
関係法令の遵守等 (第1条)	九州電力(株)は、関係法令及び協定を遵守するほか、安全管理体制の強化及び放射性廃棄物中の放射性物質の低減に努める。
放射性廃棄物の厳重な管理 (第2～3条)	九州電力(株)は、気体状、液体状の放射性廃棄物を可能な限り低く抑えるように管理するとともに固体廃棄物は安全に保管管理する。
環境放射線及び温排水の測定及び結果の公表 (第5, 15条)	県、薩摩川内市及び九州電力(株)は、発電所周辺の環境放射線及び温排水の測定を行い結果は公表する。
計画等に対する事前協議 (第6条)	九州電力(株)は、原子炉施設、復水器の冷却に係る取放水施設を増設又は変更しようとするとき、新核燃料、使用済燃料、放射性廃棄物の輸送計画を策定しようとするときは事前に県及び薩摩川内市に協議する。
通報連絡の義務 (第7～8条)	九州電力(株)は、発電所の運転状況、環境放射線及び温排水の測定結果を定期的に報告するほか、事故や故障があったとき若しくは、そのおそれがあるときは直ちに県及び薩摩川内市に連絡する。
立入調査と適切な措置の要請 (第9～10条)	県及び薩摩川内市は、住民の安全確保及び環境の保全のために必要と認めた場合、その他県及び薩摩川内市が必要と認めた場合は立入調査を行い、九州電力(株)に対して適切な措置を要請することができる。
防災対策 (第13条)	九州電力(株)は、自らの防災体制の充実強化を図るとともに、県及び薩摩川内市の防災対策に積極的に協力する。
損害の補償 (第16条)	九州電力(株)は、発電所の保守運営に起因して、住民に損害を与えた場合は補償する。
その他 (第12, 14条)	九州電力(株)の委託業務に対する指導監督、県及び薩摩川内市が行う諸調査に対する協力等について規定している。

その他の関連する協定書

- ・「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」(平成24年12月)
(鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町及び長島町と九州電力(株)間)
- ・「いちき串木野市及び阿久根市の住民の安全確保に関する協定書」(平成25年3月)
(いちき串木野市及び阿久根市と九州電力(株)間)

原子力安全対策連絡協議会

川内原子力発電所周辺地域の住民の安全の確保と環境の保全を図るための対策について協議するため、昭和57年11月に設置し、年4回(持ち回り協議会を含む)開催しています。

この協議会は知事を会長として、県議会の代表、発電所周辺地域の市長・議長、県の漁業・農業・商工業関係団体の連合会、医師会の代表など13名で構成されており、環境放射線の調査結果や温排水調査結果、原子力発電所の運転状況などについて報告しています。



協議会の構成員

鹿児島県知事（会長）	いちき串木野市長	鹿児島県漁業協同組合連合会会長
鹿児島県議会議長	いちき串木野市議会議長	鹿児島県農業協同組合中央会会長
薩摩川内市長（副会長）	阿久根市長	鹿児島県商工会議所連合会会長
薩摩川内市議会議長	阿久根市議会議長	鹿児島県商工会連合会会長
		鹿児島県医師会会長

鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会

川内原子力発電所に係る安全性の確認や避難計画の検証など原子力発電所に関する諸課題について、技術的・専門的見地から意見、助言をいただくとともに、県民に対しわかりやすい情報発信などを行うため、平成28年12月に設置しました。川内原子力発電所の安全性に関する確認や、県及び関係市町が策定する避難計画に関する検証などを行っています。



鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会委員名簿

	委員名	分野	所属・職名
安全性	釜江 克宏	地震工学	京都大学複合原子力科学研究所 特任教授
	黒崎 健	原子力工学 核燃料	京都大学複合原子力科学研究所 所長・教授
	佐藤 暁	原子力発電の国際情報	原子力コンサルタント
	中尾 茂	火山学 地震学	鹿児島大学大学院理工学研究科 教授
	村上 健太	安全マネジメント・原子力材料	東京大学大学院工学系研究科 レジリエンス工学研究センター 准教授
	守田 幸路	原子炉熱流動・安全工学	九州大学大学院工学研究院 エネルギー量子工学部門 教授
防災	越村 俊一	津波工学	東北大学災害科学国際研究所 教授
	相良 雅史	放射線影響	量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所 被ばく医療部 放射線防護グループリーダー
	地頭 蘭 隆	砂防学	鹿児島大学 名誉教授
	塚田 祥文	環境放射生態学	福島大学環境放射能研究所 名誉教授 福島県環境創造センター アドバイザー
	松成 裕子	放射線看護	鹿児島大学医歯学域医学系医学部保健学科 看護学専攻 教授 鹿児島大学地域防災教育研究センター 防災教育部門長
	山内 康英	災害情報伝達	多摩大学情報社会学研究所 教授

(令和7年12月現在)

川内原子力発電所の運転期間延長の検証

川内原子力発電所の運転期間延長については、県原子力安全・避難計画等防災専門委員会において、「川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会」を設置し、分科会においては、令和4年1月から令和5年4月にかけて12回の会合を行い、九州電力が実施した川内原子力発電所の施設や設備等の運転延長に係る試験、点検、評価の方法や結果を確認し、それぞれの専門的な見地から検証を行いました。



川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会委員名簿

委員名	分野	所属・職名
大畑 充	破壊力学・損傷力学 材料強度学・溶接力学	大阪大学大学院工学研究科 マテリアル生産科学専攻 教授
釜江 克宏	地震工学・耐震工学	京都大学複合原子力科学研究所 特任教授
橘高 義典	建築材料・ コンクリート工学	東京都立大学大学院都市環境科学研究科 建築学域 教授
後藤 政志	プラント	星槎大学 非常勤講師(元 APAST 代表, 元東芝原発設計技術者)
佐藤 暁	原子力発電の国際情報	原子力コンサルタント
守田 幸路	原子炉熱流動・安全工学	九州大学大学院工学研究院 エネルギー量子工学部門 教授
渡邊 英雄	照射損傷・原子炉材料工学	九州大学応用力学研究所 核融合力学部門 准教授

(令和5年1月25日現在)

その検証結果については、令和5年4月26日に専門委員会に対して報告がなされました。

また、専門委員会としても、川内原子力発電所の運転期間延長に必要な組織の運用体制や担当者の教育体制等について、令和4年7月から令和5年5月にかけて5回の会合で検証を行いました。

分科会の検証結果も踏まえた専門委員会の検証結果を取りまとめ、令和5年5月26日に県に対して報告しました。

その報告書においては、川内原子力発電所の運転期間延長に関して行った特別点検結果、劣化状況評価及び施設管理方針の策定がそれぞれ適正になされていることを確認するとともに、九州電力の組織の運用体制や担当者の教育体制について、安全性の確保のために必要な措置が取られていることを確認した上で、それぞれの項目において、今後の安全性の更なる向上に資する留意すべき事項が認められるとしました。

それらの具体的な内容は、県から原子力規制委員会及び九州電力に要請すべき事項として、意見書に取りまとめ提出しました。

県では、専門委員会の意見書をもとに作成した原子力規制委員会及び九州電力に対する要請書案について、県民やUPZ内の関係9市町の御意見も伺った上で、令和5年7月26日原子力規制委員会に、同月28日九州電力に、厳正な対応を要請しました。

なお、県としては、川内原子力発電所の運転期間延長について、

- ① 県専門委員会において、科学的・技術的な検証を行い、川内原子力発電所の運転期間延長に関して行った特別点検結果、劣化状況評価及び施設管理方針の策定がそれぞれ適正になされていることが確認されていること
- ② 原子力規制委員会が厳格な審査を行い、認可がなされていること
- ③ 原子力規制委員会及び九州電力には県の要請にしっかりと応えていただいていること
- ④ 県議会においては、運転期間延長への賛同を求める陳情を、令和5年第4回県議会定例会で採択しており、議会としての判断が示されたこと
- ⑤ 加えて、原子力発電所の立地自治体である薩摩川内市において、市議会が、運転期間延長に対して賛成の陳情を採択されるとともに、薩摩川内市長が、川内原子力発電所の運転期間延長を容認する旨を表明されたこと

以上のことを踏まえ総合的に判断した結果、令和5年12月21日に了承しました。

環境放射線調査

(1) 監視体制

鹿児島県では、川内原子力発電所の周辺環境への影響を監視するため、発電所が試運転を開始する2年前の昭和56年7月から環境放射線調査を実施しています。

(2) 調査の概要

調査には「空間放射線量の測定」と「環境試料の放射能分析」があります。

・空間放射線量

発電所の周辺地域に、モニタリングポスト、モニタリングステーションを設置して、線量率を連続測定するとともに、冷却用海水の放水口においては、放水口ポストにより、海水中の計数率を連続測定しています。また、これらの測定局による測定結果を環境放射線監視テレメータシステムにより、集中的に監視するほか、モニタリングポイントにおいて3か月間の積算線量を測定しています。

・環境試料の放射能

発電所の周辺地域において、陸上では米や野菜、牛乳などの農畜産物等を、海域においては、魚介類や海藻類などの海産物等を定期的に採取し、放射能分析を行っています。

(3) 調査結果の公表

調査結果は詳細に検討・評価を行い四半期毎に報告書としてとりまとめて公表するとともに県のホームページに掲載しています。また、モニタリングポストやモニタリングステーションにおける空間放射線量の測定結果については、リアルタイムで県のホームページ等で公表しています。

県ホームページ <https://www.pref.kagoshima.jp>

環境放射線監視情報ホームページ <http://www.env.pref.kagoshima.jp/houshasen/>

環境放射線監視情報 携帯電話用 http://www.env.pref.kagoshima.jp/houshasen/i/data_top.cgi



環境放射線監視情報

印刷物



調査計画，調査結果報告書



広報紙「原子力だよりかごしま」

ホームページ



トップページ



地図表示



測定局のデータ表示